第二十二条の三の次に次の一条を加える。

第二十二条の三の二　法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める対象期間は、同項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同条第一項に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同条第一項の変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間とする。

2　法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものが福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合　当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該該当しないこととなった日までの期間

二　法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（連結親法人又はその連結子法人で当該認定を受けたものの当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合　当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

3　法第二十五条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第二十五条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

4　法第二十五条の三の二第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三の二第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する同条第一項に規定する調整前連結税額から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第二十五条の三の二第一項に規定する認定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する避難対象雇用者等に対して支給する同項の給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる金額の合計額

5　法第二十五条の三の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の六第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段」とする。

第二十二条の四中「第六十八条の十五の三の」を「第六十八条の十五の六の」に、「第三十九条の四十五の三」を「第三十九条の四十五の六」に改め、「第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定」の下に「、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定」を加え、「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項」を「、震災特例法第二十五条の三の二第一項」に、「第六十八条の十五の六第一項」に、「第二十五条の二第十三項、第二十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二第十四項、第二十五条の二の二第九項」に、「第二十五条の三第五項及び第二十五条の三の二第四項」を「第二十五条の二の三第九項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項及び第二十五条の三の三第四項」に、「若しくは第三項（連結法人が避難解除区域」を「若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等」に、「又は震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域等」を「、震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域」に、「）の規定を含む。）」と」を「）の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と」に、「及び第三項（連結法人が避難解除区域」を「及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域等」に、「並びに震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域」を「、震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三の三第一項（連結法人が避難解除区域等」に、「第六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条の十五の六第一項の」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の五第六項」に、「第二十五条の三第五項若しくは第二十五条の三の二第四項」を「第二十五条の二の三第九項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項若しくは第二十五条の三の三第四項」に、「又は震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項の規定」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項各号に定める金額」を「第二十二条の二の三第三項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二条の二の三第三項各号に定める金額」に、「若しくは第二十二条の二の二第三項第一号」を「、第二十二条の二の二第四項第一号若しくは第二十二条の二の三第三項第一号」に、「若しくは第二十五条の二の二第二項」を「、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」に、「若しくは第二十二条の二の二第三項第二号」を「、第二十二条の二の二第四項第二号若しくは第二十二条の二の三第三項第二号」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に、「又は震災特例法第二十五条の三の二第一項の」を「、震災特例法第二十五条の三の三第一項の」に、「前条第十四項」を「第三十九条の四十五の二第十四項」に、「若しくは第二十二条の三の二第四項若しくは第二十二条の三の三第二項」を「、第二十二条の三の二第四項、第二十二条の三の三第二項」に改める。

第二十三条の三第一項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項の」とする」に改め、同条第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十第二十三条の三第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項の項中「及び第三十九条の九十の二第四項」を「、第三十九条の九十の二第四項、第三十九条の九十の三第二項及び第三十九条の九十一第二項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項の項を削る。

租税特別措置法施行令第三十九条の八十四の三第一項	の規定を適用しないで計算した場合における同条第二項
	及び震災特例法第二十六条の三第一項の規定を適用しないで計算した場合における法第六十八条の五十七の二第二項